

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2017年7月20日に、企業会計基準公開草案61号「収益認識に関する会計基準案」(以下、「会計基準案」といふ)および企業会計基準適用指針公開草案61号「収益認識に関する会計基準の適用指針案」(以下、「適用指針案」といふ)(会計基準案と適用指針案の2つをまとめて、以下、「収益認識公開草案」といふ)を公表している。

本特集のIで、収益認識公開草案の全体像やその背景の概要を説明し、II以降では、主な契約形態別に、より具体的なケースなどを利用して解説していきたい。

商品販売契約、ライセンス契約といった4つの契約形態を取り上げる。それぞれの契約形態について、どのような産業で利用されるどのような性質の契約であるのかを明確にし、現行実務と収益認識公開草案の考え方を簡潔に示していく。そのうえで、各契約形態における個別のケースを示しながら、収益認識公開草案においてどのような取扱いが示されているのか、原則的な取扱いと代替的な取扱いを解説し、現行実務との相違にもできる限り触れていきたい。

なお、本文中の意見に関する部分は、筆者らの私見であることをあらかじめお断りする。

# I まずは基本を押さえる 収益認識公開草案の 概要と実務への影響

PWCあらた有限責任監査法人  
公認会計士 鈴木 理加

## 背景

ASBJは、国際会計基準審議会および米国財務会計基準審議会が共同して開発を行い、2014年5月に公表した「顧客との契約から生じる収益」(IFRSにおいてIFRS 15号、米国基準においてTopic 606)を踏まえて、2015年3月に包括

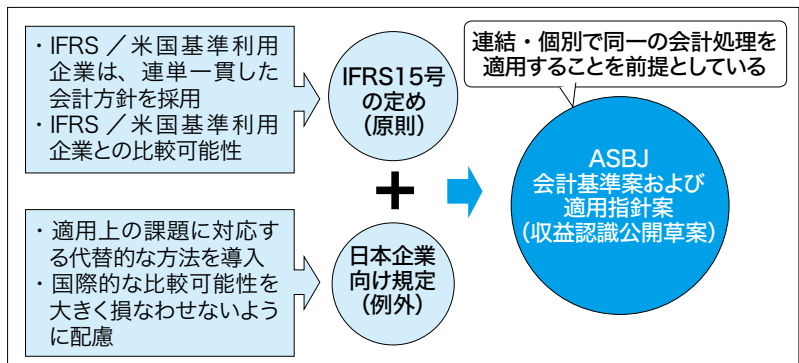
的な収益認識基準の開発に向けた検討を着手することを決定し、検討を進めてきた。この基準開発の方向性として、ASBJは、開発の出発点をIFRS 15号の内容としながらも、2016年2月に公表した「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」に寄せられた事項を中心とした日本企業の現状の実務を考慮した適用上の課題

への対応も検討されている。

## 基本的な方針の全体像

収益認識公開草案では、会計基準案において、原則的な取扱いを定め、適用指針案において、この原則的な取扱いの具体的な会計処理や特定の取引の取扱いを示すとともに、日本

(図表1) 収益認識公開草案のイメージ



の会計実務を考慮した代替的な取扱いを定めている。また、これらの定めは、連結財務諸表と個別財務諸表の双方の作成に同様に適用されることが前提とされている(図表1)。

さらに、個別取引への会計基準案や適用指針案の規定の適用を理解するために有用と考えられる設例が示されている。このなかには、IFRS 15号の設例を基礎としたものだけではなく、日本特有の取引等への会計基準案や適用指針案の規定の適用